

# 生乳流通に関する提案

---

2016年10月18日(火)

全国生乳自主販売協議会  
株式会社MMJ

## 生乳流通に関する提案

- 現在の酪農、乳業のあり方を規定している加工原料乳不足払い制度は、昭和40年に施行され、既に50年以上が経過している。
- ほぼすべての酪農家は家族労働による零細酪農によって始まっているが、同様にほぼすべての乳業も、牧場や牛舎に隣接する零細加工施設と家族労働によって始まったものである。
- 現在の酪農は、最大規模のもので1企業7000頭を超える搾乳牛を飼養し、約7万トン/年の生乳を生産。従業員数も100名を越す。かたや、10頭～20頭程度の酪農家も多数存在している。いわゆる年金酪農といわれるグループである。
- 乳業界をみれば、大手乳業が台頭し、本来、利益相反の関係にあるはずの指定酪農団体の事務方幹部との癒着が生じており、価格が固定化された生乳を「利権」で独占している。全国の乳製品の生産量をホクレンがコントロールすることができ、連携している大手乳業は独占的売り手市場を構築している。
- 結果、乳製品の需要者や一般消費者にとっては高いコストと不安定な供給をもたらし、生乳の生産者にとっては市場の不足感、そこで支払われる対価が十分に届かない現状になっている。
- 制度を根本的に変えない限り、一部の乳製品を「部分的に入札で市場に供給する」程度では、量と価格のボトルネックは解消されない。
- 私たちは、生乳生産と流通に携わる者として、生産者と消費者がより近い環境を構築し、両者が望む生乳流通の基盤作りを提案します。

## 酪農業界にて今後想定される展開

### 酪農業界をめぐる状況

- ✓ 生産者は年率4～5%が離農
- ✓ 経産牛頭数は過去30年で3割減
- ✓ 生産量は過去20年低下傾向
- ✓ 後継者不足(廃業増加)
- ✓ 総合乳価は過去30年で約2割低下
- ✓ 国産乳製品ニーズは高いが、慢性的にバター不足
- ✓ 価格を固定しているために大手乳業が独占的に生乳や乳製品を獲得できる状況にある
- ✓ 非公開の価格交渉に酪農家・乳業ともに不信感を抱いている

### 規制改革の方向性(規制改革会議の提言より)

- ✓ すべての生産者が、生産数量・販売ルートを自らの経営判断で選択できるよう、補給金交付を含めた制度面の制約・ハンディキャップをなくす
- ✓ 指定団体を通じた販売と他の販売ルートとの間のイコールフットイング確保を前提とした競争条件を整備する

加工補給金の交付対象について指定団体(インサイダー)の限定解除

### 想定される展開

- ✓ 酪農家・酪農団体は出荷先を選べるようになり(複数可)、有利な販売が可能になる
- ✓ 指定団体への販売委託による生乳流通(インサイダー)が減少し、系統外(アウトサイダー)の生乳流通量が相対的に増加
- ✓ 生産者は、販売条件(乳価、供給量など)を自由に設定できるようになり、市場価値の高い生乳であるほど価格交渉力が生じる(現在は用途別価格が偏重され、本来あるべき品質に応じた価格差が生じない)
- ✓ 価格交渉力をもった生産者が販売先を選ぶようになり、需要者の調達力(物量確保)にギャップが広がる
- ✓ 国内生産量(供給量)が細るなか、生乳の安定確保が困難になる需要者が出てくる(特に、中小乳業)
- ✓ 一部の団体や大手乳業が独占的立場であることを利用した価格交渉が不可能になる
- ✓ 牛乳やバターなどの大手乳業の独占ができにくくなる

# 提案する将来像

## 新しい酪農市場の実現

- ✓ 酪農生産者 : 選択肢・交渉力の獲得、創意工夫による意欲向上、経営安定、国内生産基盤の安定
- ✓ 乳業メーカー : 生乳仕入の安定確保、消費者ニーズに応じた特色ある商品展開
- ✓ 消費者 : 国内需給の安定、  
商品の選択肢の多様化(ジャージーやブラウンスイスなどの再評価、多様な生乳取引を実現)

### 市場による価格形成・需給調整

#### 生乳マッチングシステム

【目的】

- 市場価格形成
- 需要者の仕入の安定確保

【概要】

- 国内取引量の1~5%を扱う
- 6ヶ月先の生乳取引が予約できる先物取引市場

【前提】

- 一物一価の実現

#### 国際市場の形成

【目的】

- 季節性の需給ギャップを国際的に調整
- 安定供給の実現
- 国産牛乳の高付加価値販売

【概要】

- 国内同様、国際的な生乳マッチングシステムを導入

【前提】

- LL牛乳の規程変更  
⇒アジア市場へ
- 生乳の国内市場の開放  
⇒複雑な生乳の移出入を合理化し、コストパフォーマンスを向上

### 国内生産基盤の安定

#### 酪農経営のセーフティネット整備

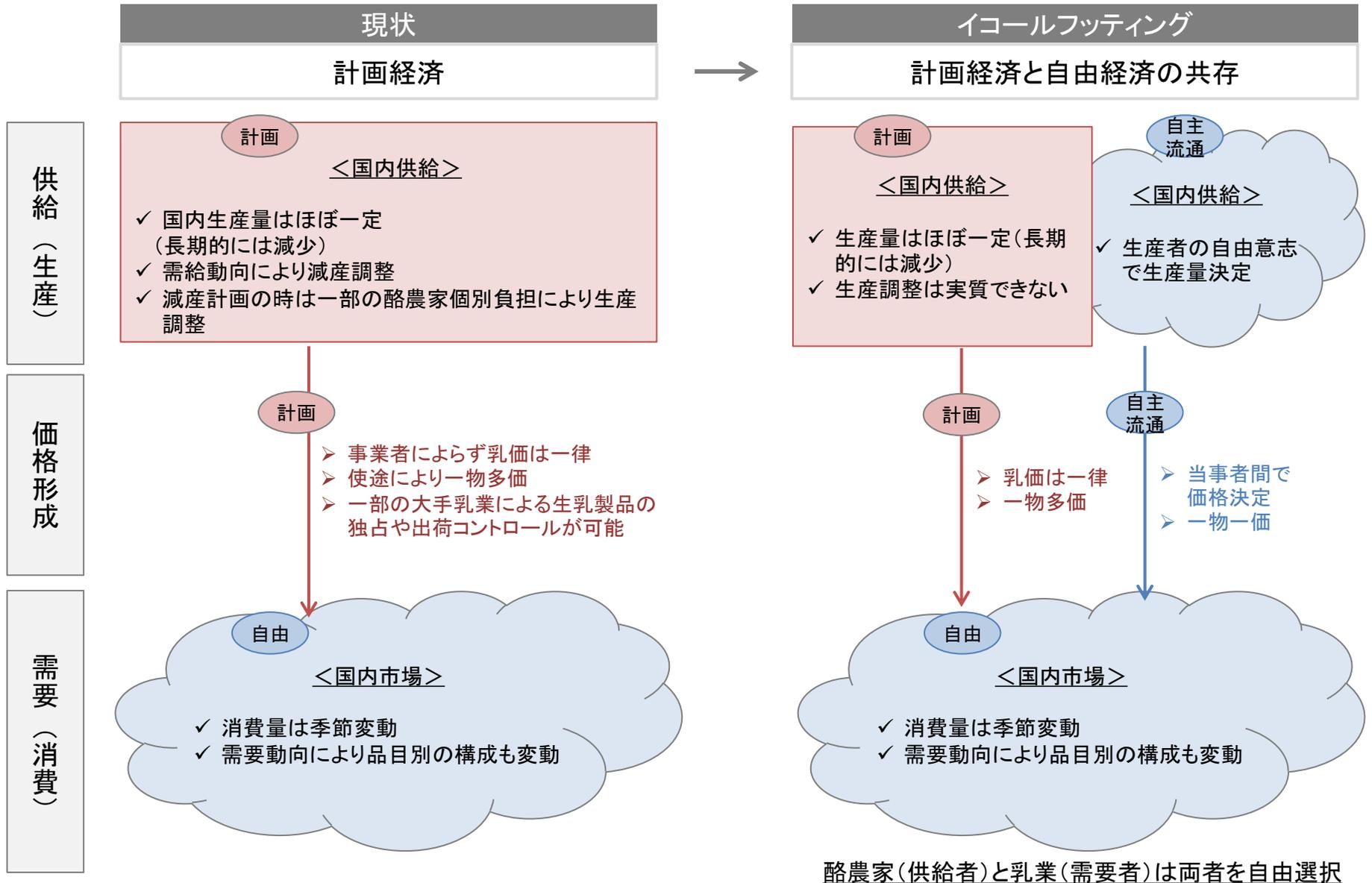
【目的】

- 生産者の経営安定化
- 国内生産基盤の安定化

【概要】

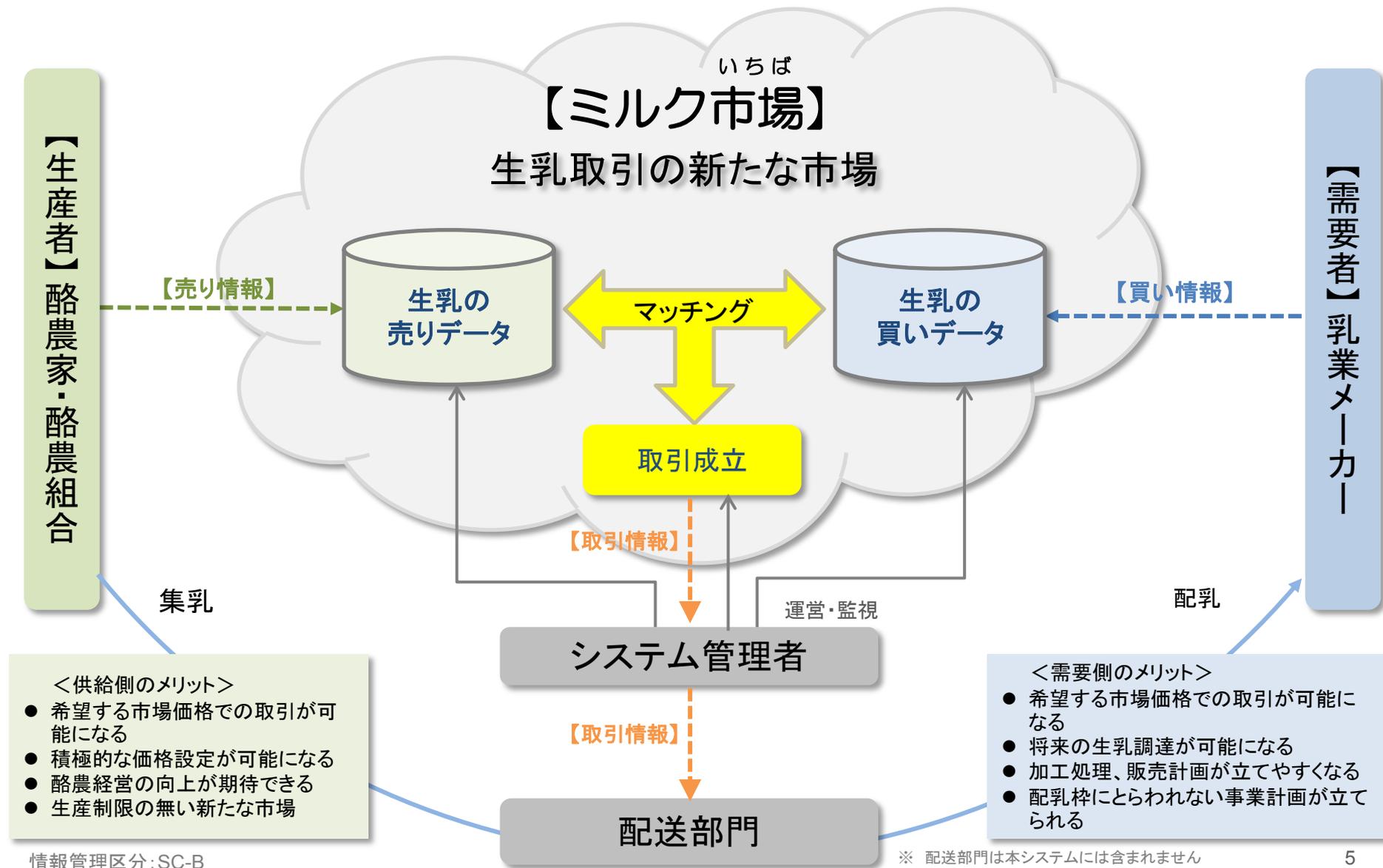
- 販売価格が相場に左右されると、収益が不安定になり経営が困難になる事業者が現れる恐れがある
- 国内生産基盤を維持発展させるために、必要なセーフティネットを整備する

# 将来のイメージ



# 生乳マッチングシステムの概要

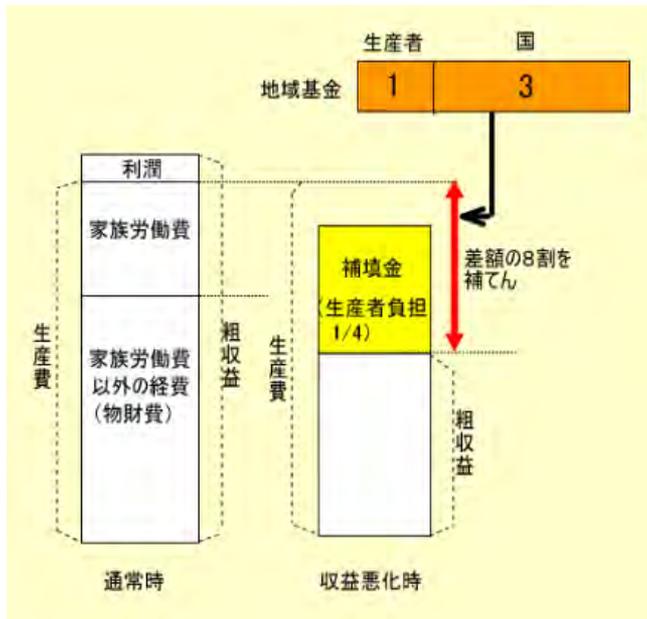
【生乳マッチングシステム】=酪農家・酪農団体と乳業が自由に生乳の売り買いができるウェブ市場



## (参考)肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)

- 肉牛業界では、市場価格が著しく下落するなどして、生産者が生産コストを賄いきれなくなった場合(収益悪化)に備え、経営者の所得補填を行なう仕組みが運用されている。

### 牛マルキンの概要



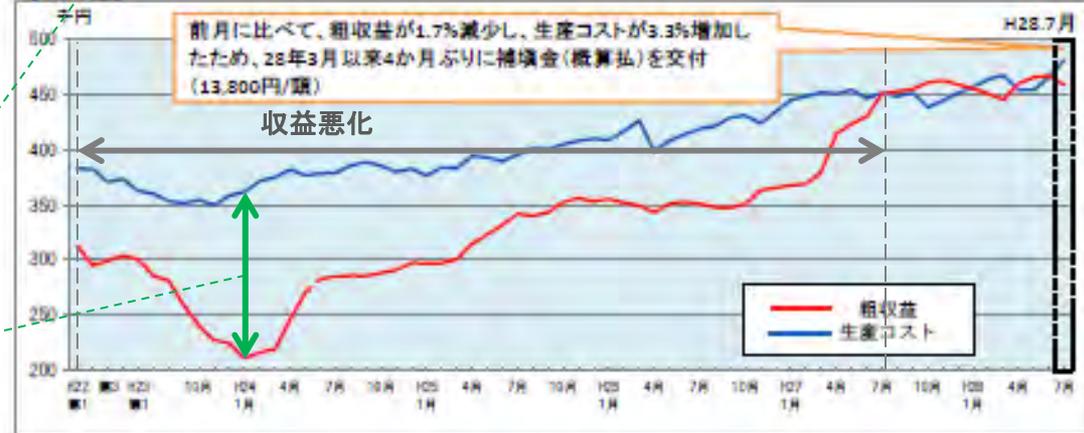
生産コストと粗収益の差額の8割を補填

### 牛マルキン:粗収益及び生産コストの推移

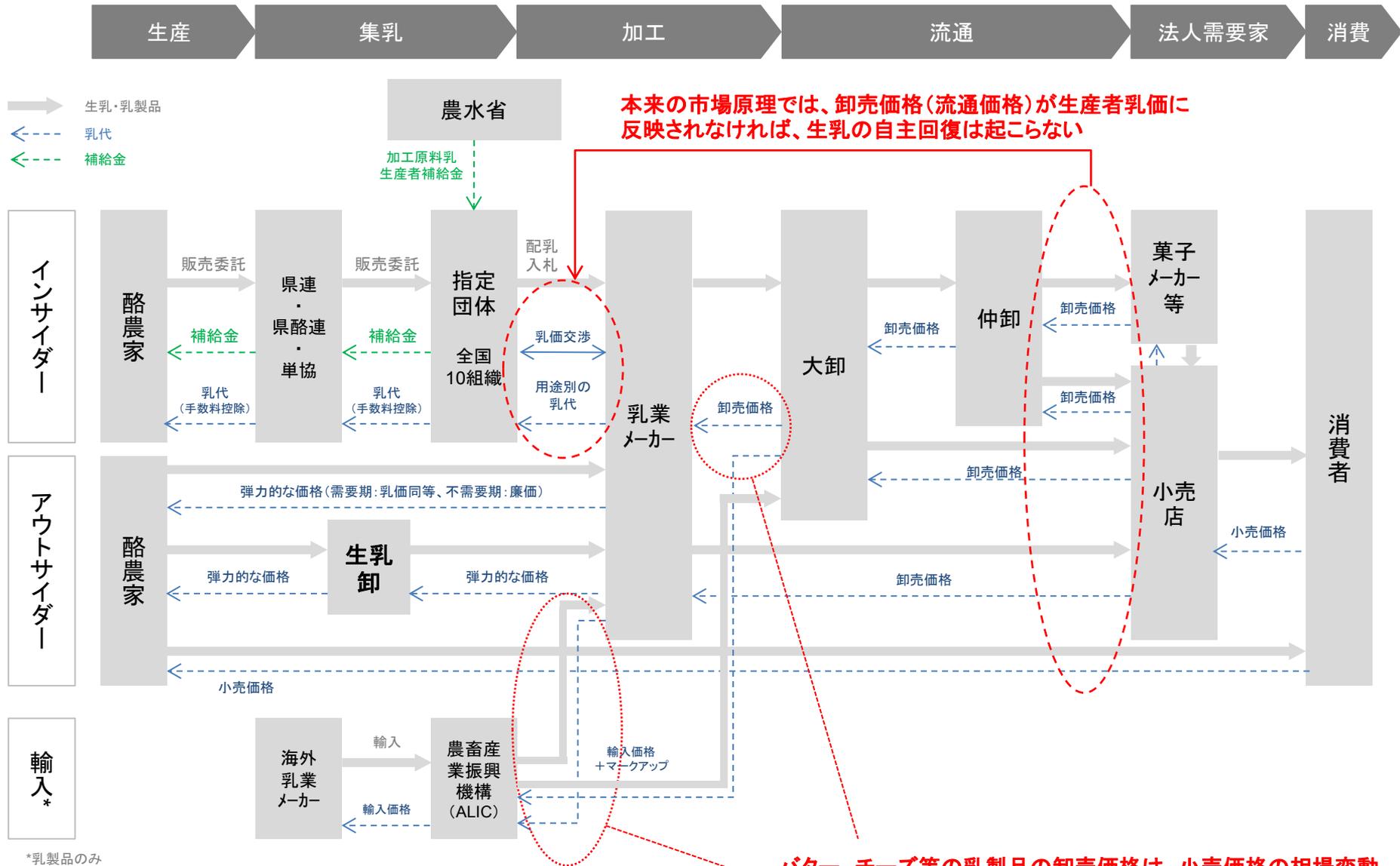
【肉専用種】



【乳用種】



# 現在の生乳流通構造の課題



\*乳製品のみ

# 生乳の流通改革に関する検討状況

- 本年3月に公表された規制改革会議 農業ワーキンググループの提言を受け、5月、安倍総理は参院選後、指定団体制度の是非を含め抜本的な改革を検討し、今秋までに結論を得ると発言。

## 政府の検討状況

### 生乳の流通自由化、先送り＝参院選への影響考慮 －規制改革会議

政府の規制改革会議は18日、牛乳やバターの原料となる生乳の流通自由化に向けた具体的な提言を先送りする方針を固めた。夏の参院選が近づいているため、酪農団体や自民党農林族議員らの反発を考慮した。近く安倍晋三首相に提出する同会議の答申では、抜本的改革の具体策を選挙後の秋までに検討するよう政府に求める。

同会議の農業ワーキンググループは3月、近年のバター不足などを問題視し、全国10地域で農協系指定団体が生乳を独占的に集荷、販売する現行制度の「廃止」を柱に据えた提言をまとめた。

(JIJI.COM 2016/05/18-17:49)

### 生乳自由化は参院選後－規制改革会議

政府の規制改革会議(議長・岡素之住友商事相談役)は19日、個人宅などを観光客らに貸し出す「民泊」を推進するため、新法制定を柱とする答申をまとめ、安倍晋三首相に提出した。(中略)

答申を受け、首相は...(中略)

農業分野では、牛乳やバターの原料となる生乳の流通改革について、生乳の集荷、販売を担っている指定団体制度の是非などを含め、今秋までに「抜本的改革を検討し、結論を得る」とした。

(JIJI.COM 2016/05/19-21:18)

## 規制改革会議の提言(2016年3月31日)概要

### 現状認識

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産者は年率4～5%が離農</li> <li>● 経産牛頭数は過去30年で3割減</li> <li>● 生産量は過去20年低下傾向</li> <li>● 後継者不足(廃業増加)</li> </ul> | ↔ | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国産乳製品ニーズは高いが、バター不足</li> <li>● 消費者ニーズを的確に捉えた付加価値の向上ができていない</li> <li>● 生産者所得への還元十分に繋がっていない</li> </ul> |
|--|---|--|



### 提言

#### 1. 指定生乳生産者団体制度の廃止

- すべての生産者が、生産数量・販売ルートを自らの経営判断で選択できるよう、補給金交付を含めた制度面の制約・ハンディキャップをなくす
- 指定団体を通じた販売と他の販売ルートとの間のイコールフットイング確保を前提とした競争条件を整備する

#### 2. 牛乳・乳製品の流通の見直し

- 指定団体廃止によって学校給食用牛乳の供給に係る指定団体確認の原則化がなくなるが、その上で、他の団体でも特権的な位置づけがなされないよう運用の明確化を図る。
- 国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通計画を確認、計画の着実な履行のため、報告徴収・検査を通じて確認を行なう。
- バター需給についてよりきめ細かな調査を行なう。

## 指定団体による入札制度の導入

## 入札制度の導入

## 生乳取引、入札制導入を決定 価格決定の不透明さ残る

農林水産省と乳業団体Jミルクは16日、生乳取引の改革案を正式発表した。不足するバター原料の入札制度を導入する。実際に入札にかけられる生乳は、乳製品向けのうち数%にとどまるとみられる。取引の大部分は乳業会社と大手農協が決める年1回の固定価格が存続するため、価格決定の不透明さは残ったままだ。

2016年4月から、ホクレン農業協同組合連合会(北海道)など「指定団体」と呼ばれる大手農協が入札を始める。これまで乳業大手と農協が決めてきた取引価格は生産している酪農家にとって決定過程が分かりにくかった。年間の固定価格のため、乳製品の小売価格が上がっても手取りも増えづらかった。

対象はバターや生クリームなど加工品に使う生乳のみで、牛乳向けは一部の高額商品だけとなる。買い手は乳業会社だが、どれほどの量を入札にかけるかは農協との話し合いに任せられている。農水省は「政府から入札量の指導はしない」という。

農協は「最低落札価格」を決められる。意に沿わない安値の落札を排除できる。しばらくは「買い入れ数量の上限」も設定できる。

同日の記者会見でJミルクの前田浩史専務理事は「従来は(価格が)硬直するデメリットがあり、酪農家や消費者の理解を得るためマーケットの情報をとり入れる」と話した。一方、「白熱した議論をまとめるのは大変苦労した」ともいう。

7月からの検討会はバター不足を気にする自民党の要請で始めた。一方、会議の委員となったのは明治やよつ葉乳業など大手乳業とホクレンや全農などで、従来の制度を変えたくないという意見が多かった。

前田氏は「牛は生き物なのでマーケットの要求どおりには生乳を出せないし、マーケットの需要は夏と冬で変動する」と市場原理をとり入れる難しさを語った。苦肉の策として「2年間の試行」という条件をつけ、農協の価格影響力を残す格好で入札を導入した。

ある九州の酪農家は「生乳の流通は農協系の団体がいくつもからんで手数料も多い。市場だったらいくらの評価額になるのか透明性がほしい」と話す。

農協に属さない「アウトサイダー」を集めた乳業会社MMJ(群馬県伊勢崎市)は08年から入札を始めており、全国で同社の取引に加わる酪農家が増えている。

環太平洋経済連携協定(TPP)ではバターも一定量まで安く輸入できる。改革が求められている国内酪農だが、離農が続いて生乳生産量がピークの1996年と比べて15%減少した。酪農家から納得のいく価格形成を求める声は少なくない。

(日本経済新聞 2015/10/16 付)